令和６年（ワ）５９７号　契約条項等使用差止等請求事件

原　告　特定非営利活動法人　消費者ネット広島

被　告　宗教法人円蔵院太陽の会

準備書面２

令和７年２月１４日

広島地方裁判所　民事第２部２Ｃ係　御中

原告訴訟代理人　弁護士　清　水　正　之

同　弁護士　石　井　貴　博

同　弁護士　大　本　卓　志

同　弁護士　川　島　好　勝

同　弁護士　佐　藤　勝　彦

同　弁護士　友　清　一　郎

同　弁護士　鳥　谷　部　茂

同　弁護士　那　須　寛

同　弁護士　原　田　武　彦

同　弁護士　福　田　康　亮

同　弁護士　三　保　友　佳

同　弁護士　山　本　一　志

同　弁護士　藜　園　泰　斗

第１　永代供養に関する被告の義務について

被告は、本件規則第７条に定める「永代供養方式で合同供養塔に改葬されます」とは、被告が「永代供養」という何らかの他人の事務を行うことを意味するものではなく、合同供養塔墓地の使用期間を示しているのであり、要するに、合同供養塔墓地の永代的な使用権を付与するという意味であると主張する。

しかし、本件霊園のホームページには、「合同供養祭を定期的に行い、永代にわたってご供養させていただきます。」と記載されており（甲２０の１）、被告において、合同供養祭が定期的に行われることとなっている。

また、「先祖代々のお墓の管理をしたり受け継ぐ人がいなくなった場合でも、代わりに契約上の管理者が供養します。」（甲２０の２）という記載や「ご利用者様の声」として、「彼岸、お盆にお経をあげてもらえるので、自分が亡くなった後も合同墓の永代供養で安心です。」（甲２０の１）がある。供養とは、経を読む等を行い、亡くなった者の冥福を祈ることであり、被告は、合同供養塔に改葬された者の冥福を祈り、経をあげることとなっている。

なお、被告も認めるとおり、合同供養塔に改葬する際に、被告が遺骨を取り出して他の人の遺骨と一緒に埋葬するという義務もある。

したがって、永代供養に関し、少なくとも、定期的に合同供養祭や読経を行う等により亡くなった者の冥福を祈って供養すること、合同供養塔に改葬する際に、被告が遺骨を取り出して他の人の遺骨と一緒に埋葬することが、被告の義務となっているといえる。このように、契約の性質にかかわらず、契約成立後も被告において行うべき役務が継続的に存在する契約なのであるから、その履行前に解約がなされた場合に一切の返金がなされないことは不当である。

第２　管理料が発生しないという主張について

被告は、本件契約に基づく使用料に墓地管理料が含まれていないと主張し、その理由として、本件霊園のホームページに「管理料不要」と記載されていることを挙げている。

しかし、被告も認めるとおり、本件霊園のホームページでは、料金に含まれているものとして、墓地管理料が明示されている（甲１１）。

このことから、「管理料不要」という記載は、使用料に含まれている管理料以外に管理料は不要という趣旨であることは明らかである。

また、被告は、本件規則及び本件書面のいずれにも使用料の内訳として墓地管理料が含まれているとの記載が存在しないことも、本件契約に基づく使用料に墓地管理料が含まれないことの根拠としている。

しかし、そもそも、本件規則や本件書面には、使用料の内訳自体が記載されていないのであるから、使用料の内訳として墓地管理料が含まれているとの記載が存在しないことは、使用料に墓地管理料が含まれないことの根拠にはならない。

本件霊園のホームページでは、「敷地内は様々な花木で彩られ、お眠りになる方にとっても、お参りする方にとっても、四季折々の風情や時のうつろいを感じていただける環境になっております。自然の樹木の中で鳥の鳴き声を聞きながらお参りができ、春には桜がとても綺麗に咲き誇ります。」（甲１１）「太陽の塔の合同供養塔は、桜の木や緑に囲まれた静かな環境に立地した安心して永眠できる場所。」（甲２０の１）とも記載されている。そのため、被告には、敷地内を定期的に清掃する、草木の剪定をする、季節にごとに花木を入れ替えるなど、霊園敷地内を花木や緑に囲まれた静かな環境を維持するよう管理する義務もあるということができる。

したがって、使用料には、墓地管理の対価である墓地管理料も含まれているといえる。

以上